

## 社会福祉法人岳風会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人岳風会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 理事長については報酬を支給する。賞与、退職金は支給しない。報酬の額は別表第1に定める額とする。
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

### (報酬等の額の算定方法)

第4条 非常勤の役員及び評議員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。

### (報酬等の支給方法)

第5条 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が理事会、評議員会及び監査等に出会したときは、出会のための交通費を支給する。交通費は、車賃を支給するものとし、金額は「陵北荘旅費規程」を適用する。ただし、「陵北荘旅費規程」に定める在勤地居住者を除くものとする。

2 理事長については、交通費は支給しない。

3 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

4 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

社会福祉法人岳風会役員旅費規則（平成20年12月22日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成29年 6月17日より施行する。

附 則

この規程は、平成31年 1月 1日より施行する。

別表第1（常勤理事の報酬）

役 職 名	報酬月額
理事長	320,000 円
業務執行理事	無報酬
理事	無報酬

別表第2（非常勤役員等の報酬）

（1）理 事

用 務	報酬日額
理事会等会議への出席	1回 7,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	7,000円（半日） 10,000円（1日）

（2）監 事

用 務	報酬日額
監事監査等への出席、理事会・評議員会等への出席	1回 7,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	7,000円（半日） 10,000円（1日）

（3）評議員

用 務	報酬日額
評議員会への出席	1回 7,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	7,000円（半日） 10,000円（1日）